

維持管理計画の新規策定について

1. 目的

「東京港港湾施設等予防保全基本計画」を踏まえ、港湾施設・海岸保全施設等を計画的かつ適切に維持管理するため、施設毎に維持管理計画を策定する

2. 「東京港港湾施設等予防保全基本計画」と「維持管理計画」（概ね 5 年毎に計画を更新）

東京港港湾施設等予防保全基本計画：東京港全体の維持管理の基本計画

理念：○対症療法型維持管理から予防保全型維持管理へ転換し、推進する
方針：○施設の長寿命化・施設機能の確保・維持修繕費の抑制と平準化など

維持管理計画：個別施設毎の実施計画

- | | |
|----------|--|
| ○対象施設 | ・ 予防保全基本計画で対象としている港湾施設・海岸保全施設等（下記法対象施設に加え、建築物等*も対象） |
| ○計画目標期間 | ・ 計画策定時から50年間を基本とする（土木施設の場合） |
| ○維持管理レベル | ・ 施設を構成する部材毎に、求められる性能から維持管理する水準を定める |
| ○点検診断計画 | ・ 部材毎の点検頻度や方法を定める |
| ○総合評価 | ・ 点検データを基に、施設の性能低下度または健全度を評価 |
| ○維持補修計画 | ・ 補修費用等を考慮し、補修の実施時期や方法を定める
・ 施設群（例：係留施設）毎に更新投資の抑制と平準化 |

※港湾厚生施設（宿泊所等）、航行補助施設、港湾管理施設（庁舎等）、臨港地区外の海上公園等

3. 根拠法令等

<法令>

<法対象施設>

港湾法（第56条の2の2）（平成25年）等
（維持管理計画等により適切に維持する）



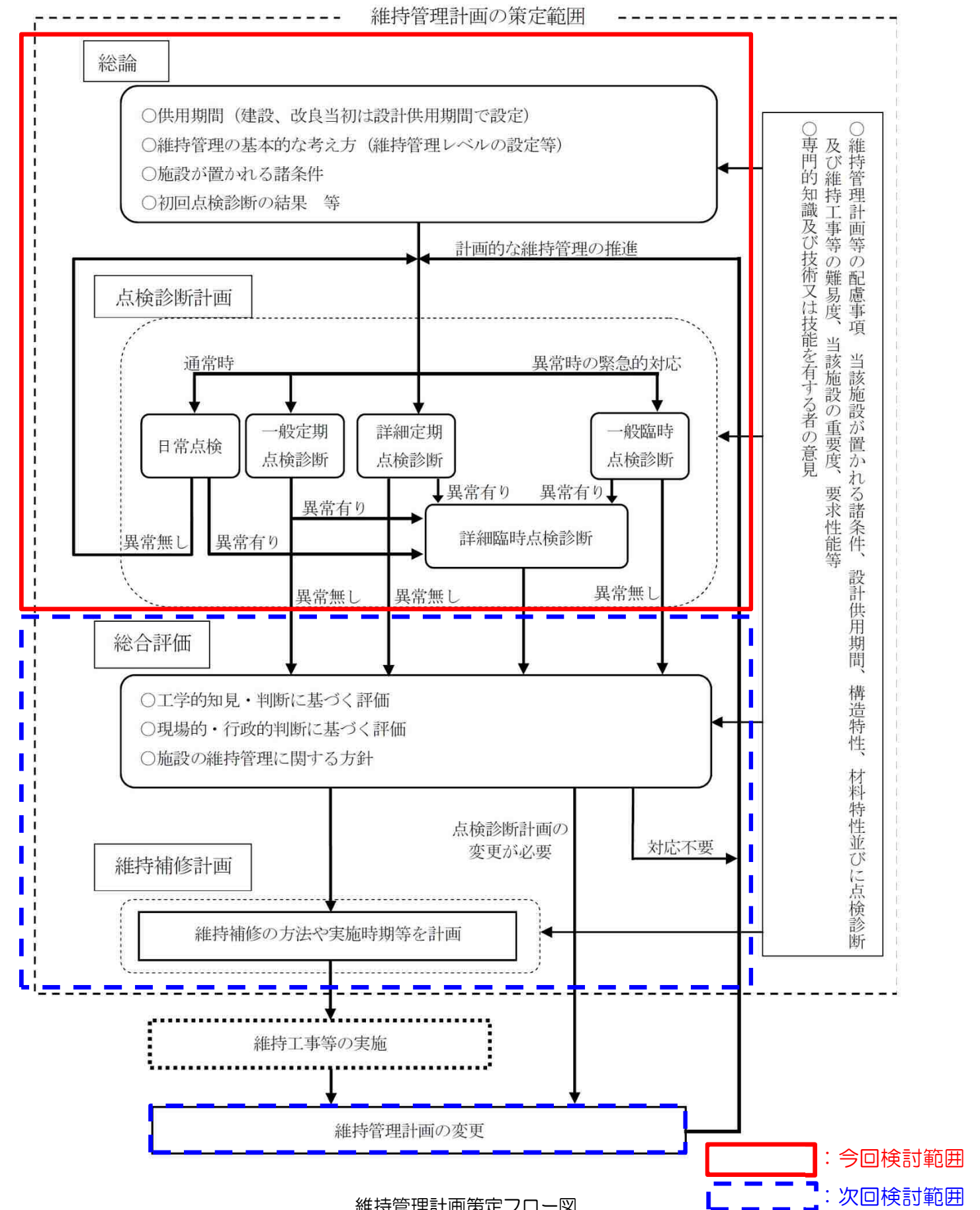
港湾施設
水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、保管施設、船舶役務用施設、旅客乗降用施設等、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地・広場

海岸法（第14条の5）（平成26年）等
（長寿命化計画等（＝維持管理計画）により適切に維持する）



海岸保全施設
防潮堤、内部護岸、水門、排水機場 等

4. 維持管理計画の新規策定フロー



5. 新規策定の対象施設

●新規施設の維持管理計画の策定（9施設）

【港湾施設】		
・係留施設	（船着場・岸壁（-7.5m 以浅））	2施設
【海岸保全施設】		
・海岸保全施設	（防潮堤・内部護岸）	7施設

6. 維持管理計画の新規策定の考え方（案）

6.1土木

（1）計画目標期間の設定

計画目標期間は、50年間を基本とする。

ただし、点検結果から将来的に維持管理費が急激に大きくなるもの、今後、要求性能や利用形態が変わる可能性が高いものなどについては、適切な期間を設定する。

（2）維持管理レベルの設定

計画目標期間中の維持管理の方針として、部材毎の維持管理レベルと管理目標を設定する。

「[港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン（国土交通省港湾局）](#)」に基づき、部材の「維持管理レベル」を設定する。

維持管理レベルと性能低下度に応じて、部材ごとの維持管理方針を定め、計画的な対応を講じて維持管理を図る。

（3）健全度の判定方法

【係留施設】
総合評価は、「[港湾の施設の点検診断ガイドライン（国土交通省港湾局）](#)」、「[港湾構造物点検マニュアル（東京都港湾局）](#)」等に従って定める。

【海岸保全施設】
総合評価は、「[港湾構造物点検マニュアル（東京都港湾局）](#)」等に従って定める。

（4）点検診断計画

①通常点検診断施設と重点点検診断施設の設定

施設の重要度等に基づき、通常点検診断施設と重点点検診断施設を設定する。

「[港湾の施設の点検診断ガイドライン（国土交通省港湾局）](#)」、「[港湾構造物点検マニュアル（東京都港湾局）](#)」等に従って定める。

②点検診断計画

「[港湾構造物点検マニュアル（東京都港湾局）](#)」等に基づき、点検診断計画を設定する。